

議案第一八号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例
について

三朝町特別会計設置条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四十二年参月議決日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

三朝町簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	とあるを
三朝町水道事業特別会計	水道事業	に改める。

第二条を次のように改める。

簡易水道事業会計	水道使用料、水道事業収入 一般会計繰入金、分担金、 町債、その他諸収入金	簡易水道管理費並びに 水道新設改良事業費借 入金の償還及び利子、 その他の諸支出金
----------	--	--

とあるを

水道事業会計

水道使用料、水道事業収入、
一般会計繰入金、分担金、
町債、その他の諸収入金

水道管理費並びに水道
の新設、改良事業費、
借入金の償還金及び利
子、その他の諸支出金

に改める。

附

則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。